

MEITETSU μ 's Card 会員特約

第1条（本特約）

1. 本特約は、次条第1項に定めるクレジットカード（以下「本カード」といいます。）の会員に対し、「MUFG カード個人会員規約」（以下「会員規約」といいます。）の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。
3. 本特約が変更され、変更内容を通知した後または新特約を送付した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更内容または新特約を承認したものとみなします。

第2条（本カードの名称と入会方法）

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）と名古屋鉄道株式会社（以下「名鉄」といいます。）との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次の個人顧客向けクレジットカードをいいます。
 - MEITETSU μ 's Card 一般 (Visa, MasterCard, JCB)
 - MEITETSU μ 's Card ゴールドプレステージ (Visa, MasterCard, JCB)
2. 入会申込者は、本特約および会員規約を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび名鉄（以下「両者」といいます。）に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格（以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。）と名鉄の会員資格（以下「名鉄会員資格」といいます。）とを有するものとします。

第3条（会員資格取消等）

1. 会員が名鉄の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正行為を行う等名鉄会員資格を有するに不相当であると認められた場合、名鉄は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の名鉄会員資格を取消することができるものとします。これにより本会員が名鉄会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に名鉄会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が名鉄会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、名鉄は、当該会員の名鉄会員資格を取消することができるものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、名鉄または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを

入れて破棄するものとします。

第4条（特典およびサービスの利用）

1. 会員は、三菱 UFJ ニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱 UFJ ニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、名鉄が提供する特典およびサービスを受ける場合、名鉄所定の方法でその提供を受けるものとします。また、名鉄が提供する特典およびサービスについては、予告なく終了または中止することがあります。これにより、会員に損害が生じた場合であっても名鉄は一切責任を負いません。

第5条（年会費）

本カードの年会費は、会員規約に記載の金額にかかわらず、以下のとおりとします。

(税別)

	ゴールドプレステージ会員	一般会員
本会員	12,500 円	1,250 円*1
家族会員	無料	1 名様につき 400 円*2

- *1 一般会員の場合、本会員の入会初年度の年会費は無料とします。また、2 年目以降の年会費については、本カードでの本会員・家族会員のショッピング利用代金の締切日を基準とした前年度のショッピング利用代金の合計額が 50,000 円以上（ただし、クレジットチャージは除く）の場合、当年度の年会費は本会員・家族会員ともに無料とします。

※クレジットチャージとは、名鉄が別に定める「MEITETSU μ 's Card クレジットチャージに関する特約」に基づき、本カードのクレジット機能を利用することにより、サービス対象 manaca にチャージを行うことをいいます。

- *2 家族会員の年会費は、本会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。